チャプタータイトル　♪～

MC：
これから、「老齢基礎年金業務支援ツール」についてご説明します。老齢基礎年金の業務支援ツールは、

メインツールとして使用する「お手続きガイド」、
相談時に使用する「相談シート」、
年金請求書の受理時にお渡しする「説明事項のご確認」および「お手続きの完了について」、
次回までにご用意いただく持ち物を案内する「必要書類リスト」、
資料集としての「ハンドブック」

によって構成されています。これらのツールについて順番に確認していきましょう。

MC：（お手続きガイド）
お手続きガイドは、老齢基礎年金の業務内容全体を示した「お手続きガイド（表紙）」、それぞれの業務内容に対応するお手続きカードの No.がわかる「お手続きカード（表紙）」、具体的な制度の内容や必要な手続きについて記載された「個別のカード」で構成されています。また、お手続きガイドの後半には必要書類の一覧や記載例、参考資料等が掲載されています。

それぞれのカードは、被保険者・受給者のニーズにあわせて個別に提示し案内することを想定して作成しています。お手続きガイドの具体的な中身については、後ほどご説明します。

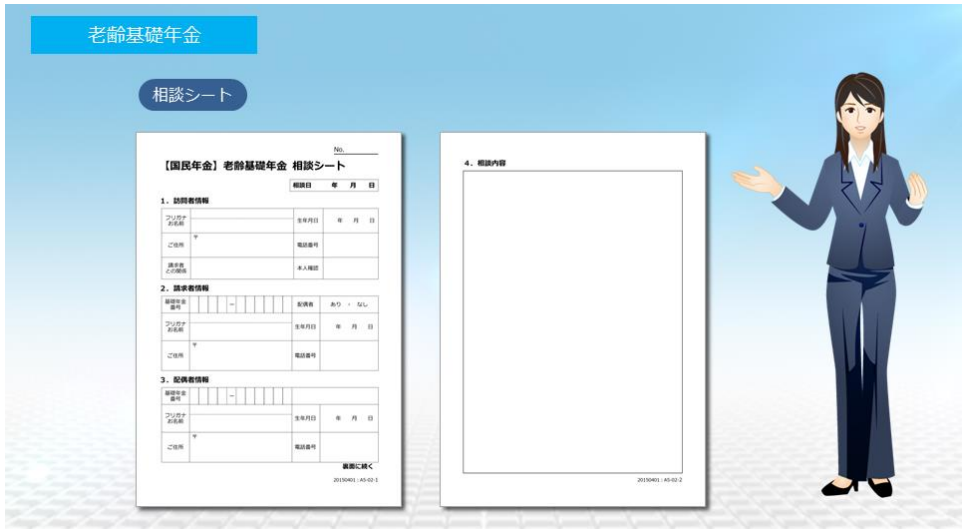

MC：（相談シート）
「相談シート」は、老齢基礎年金に関する相談の際に、訪問者、請求者、および請求者の配偶者に関して必要な情報を書き取るために使用します。個人情報に加えて、相談内容を自由に記述できる欄を大きく設けてありますので、資格取得年月日、資格喪失年月日、保険料納付済期間や免除期間、繰上げや繰下げの希望などについて忘れないようにメモしてください。

年金の受取り見込額を案内するための計算シートや、繰上げ繰下げの注意点を1つ1つ確認しながら説明するためのチェックリストなども掲載してありますので、必要に応じて活用してください。

MC：（説明事項のご確認）
「説明事項のご確認」は、手続き完了時、説明すべき重要事項について来訪者と一緒に確認するためツールです。チェックを入れながら1つずつ確認してください。このシートは、来訪者の同意を得たうえで確認のサインを受領することを推奨しています。

MC：（お手続きの完了について）
「お手続きの完了について」は、請求手続きが完了した方へ、請求後の流れを時系列で説明するために使用します。

MC：（必要書類リスト）
「必要書類リスト」は、手続きが完了しなかった場合に、次回来訪時または郵送等でご用意いただきたい資料を取りまとめたものです。このリストにチェックを入れて来訪者にお持ち帰りいただくことで、被保険者・受給者からの窓口への問い合わせを減らし事務の円滑化を図ります。

「説明事項のご確認」、「お手続きの完了について」、および「必要書類リスト」については、どれもお持ち帰りいただくことを想定しています。

MC：（お手続きガイド（表紙）／お手続きカード（表紙））
それでは、お手続きガイドについて具体的な中身をみていきましょう。
「お手続きガイド（表紙）」は業務内容の全体像が示されており、来訪者のニーズを確認し、それに応じた説明を構成する際に役立ちます。

「お手続きカード（表紙）」には、手続きや説明内容に応じて使用すべきカードNo.が示されています。説明を行う際に手元に置いておくと必要なカードを素早く探し出すことができます。

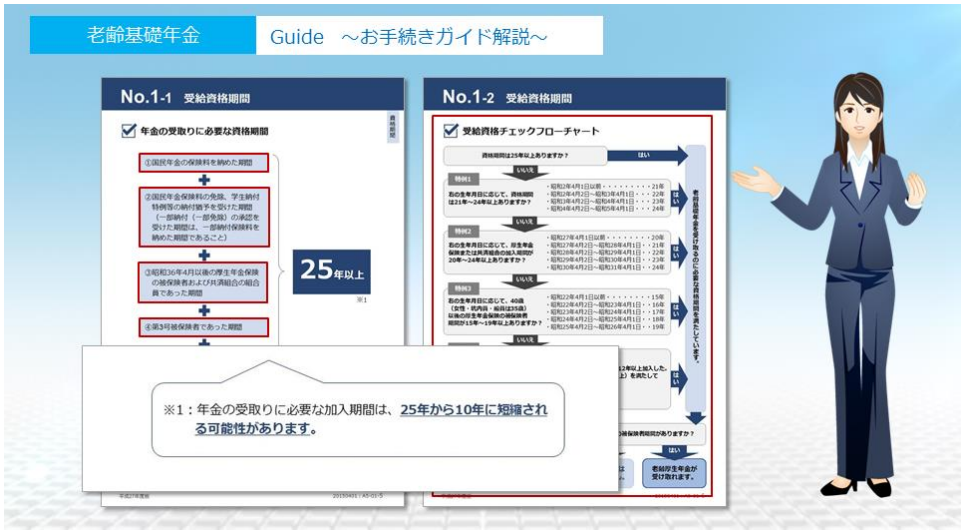

MC：（No.1　受給資格期間）
No.1のカードは、老齢基礎年金の受取りに必要な資格期間として計算できる期間について記載しています。この受給資格期間は、「保険料納付済期間」「保険料免除期間」「合算対象期間」の合計によって計算されます。これらの期間を合計しても25年未満となる場合の法令上の特例についてもフローチャート形式で説明しています。来訪者が年金の受取りに必要な資格期間を満たしていない場合には、このカードを使って説明をしてください。

今後、年金の受取りに必要な資格期間が10年に短縮される可能性がありますので、25年以上の受給資格期間を満たさない場合であっても、将来的には年金を受け取ることができる可能性もあることについて説明しておきましょう。

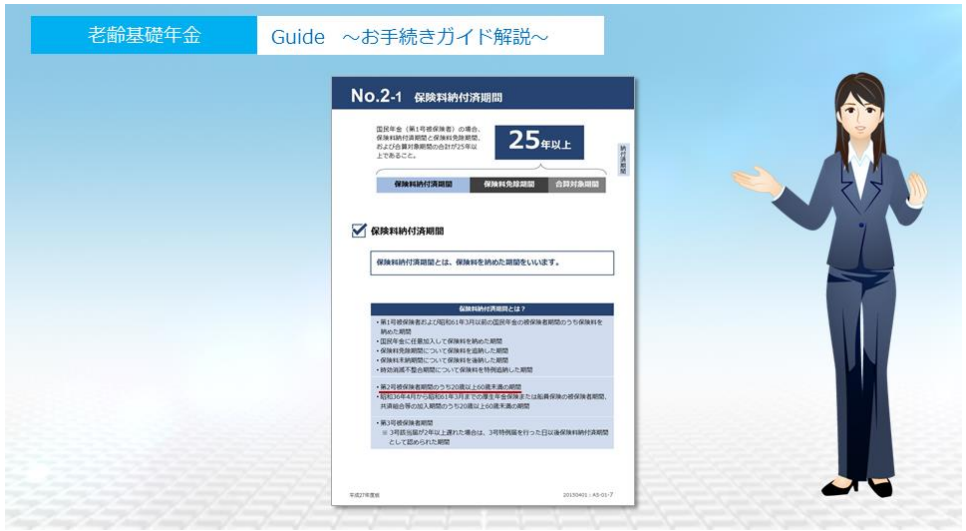

MC：（No.2　保険料納付済期間）
No.2のカードは、「保険料納付済期間」について説明しています。「保険料納付済期間」として年金の受給資格期間に算入できる期間が具体的に記載されています。第2号被保険者期間のうち20歳以上60歳未満の期間は「保険料納付済期間」となりますが、20歳未満および60歳以上の期間は「保険料納付済期間」ではなく「合算対象期間」となりますので注意してください。

MC：（No.3　保険料免除期間）
No.3のカードは、「保険料免除期間」について説明しています。国民年金保険料の納付義務が免除または猶予される各制度の概要が書かれており、いずれかに該当する期間は受給資格期間として計算することができます。ただし、学生納付特例期間と若年者納付猶予期間については年金額の計算期間には反映されません。

MC：（No.4　合算対象期間）
No.4のカードは、「合算対象期間」について説明しています。
「保険料納付済期間」と「保険料免除期間」を合計しても受給資格期間を満たさない場合は、No.4-2にあげた「合算対象期間」に該当する期間がないか確認し、これを加えて25年以上であれば老齢基礎年金の受給資格期間を満たすこととなります。ただし、「合算対象期間」は年金額には反映されません。

MC：（No.5　受給要件を満たす方法は？）
No.5のカードは、老齢基礎年金の受給要件を満たさない場合に、「後納」や「任意加入」によって受給要件を満たすことができる可能性があることを説明しています。

後納制度や任意加入制度の具体的な説明は、お手続きカード No.10と No.11を使って行ってください。

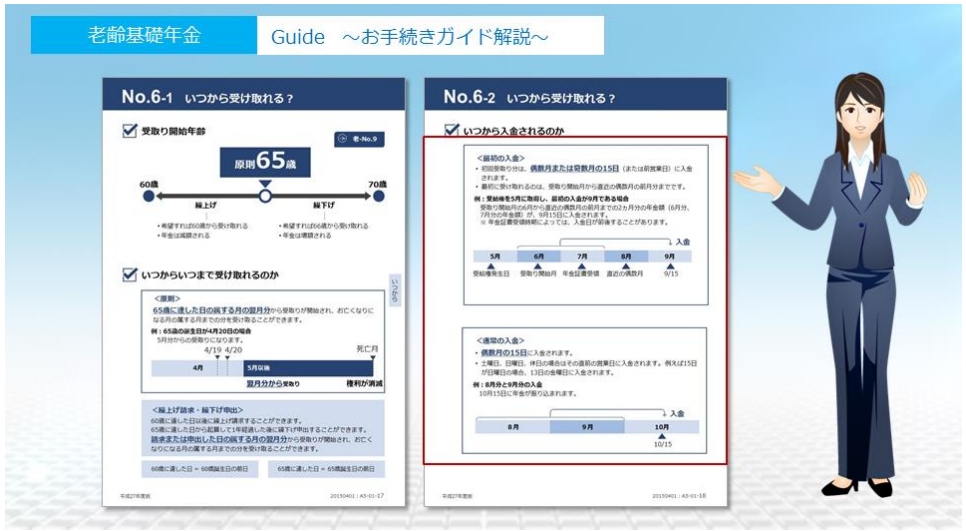

MC：（No.6　いつから受け取れる？）
No.6のカードは、年金の受取り開始年齢、受け取れる期間、入金のタイミングについて案内するときに使用してください。繰上げ請求や繰下げ申出を行うことができる期間などについても記載があります。

入金に関する具体例を示した図も掲載されていますので、年金の請求手続きを行ってから実際に入金されるまでに最大で約4か月程度かかることを説明しておきましょう。

MC：（No.7　いくら？－年金額の計算－）
No.7のカードは、老齢基礎年金の受取り年金額の計算方法について説明しています。平成21年4月以後と3月以前の期間とでは、計算式が変更になっているため注意してください。

「付加年金の受取り年金額」、「繰上げ・繰下げ受給した場合の受取り年金額」および「振替加算の受取り額」についてもそれぞれ計算方法が掲載されています。年金の受取り見込額を案内する場合にはこのカードを活用してください。

ただし、保険料納付済月数、全額免除月数、4分の１納付月数、半額納付月数、および4分の3納付月数の合計が480月を超える場合は、このカードの計算式とは異なる計算を行いますので注意してください。

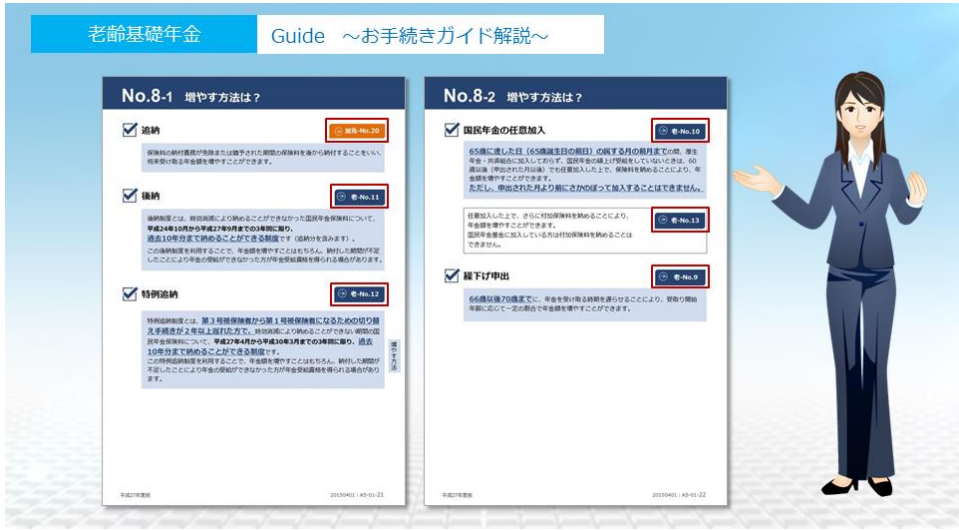

MC：（No.8　増やす方法は？）
No.8のカードには、年金額を増やすための方法が記載されています。「追納」、「後納」、「特例追納」、「任意加入」および「繰下げ申出」について簡単に説明しています。

各制度の具体的な内容については、それぞれ用意されている個別のお手続きカードを使って説明してください。これらの制度を利用する場合のメリットとデメリットについて丁寧に説明し、被保険者自身の判断で選択いただくことが重要です。

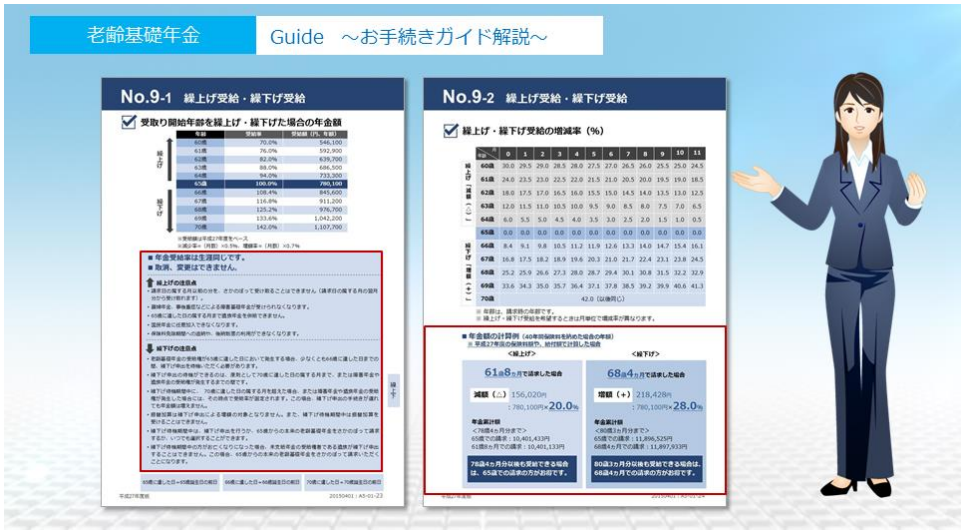

MC：（No.9　繰上げ受給・繰下げ受給）
No.9のカードは、年金の受取り開始年齢を繰上げ、または繰下げた場合の年金額の増減や注意点が記載されています。年金受給率は生涯同じであること、取消、変更はできないことなど、繰上げ、繰下げの注意点については丁寧に説明してください。

また、No.9-2に掲載されている計算例などを用いて、繰上げや繰下げを行った場合と行わなかった場合とで、最終的に受給できる年金累計額にどのような違いが出るのか理解していただくことも大切です。

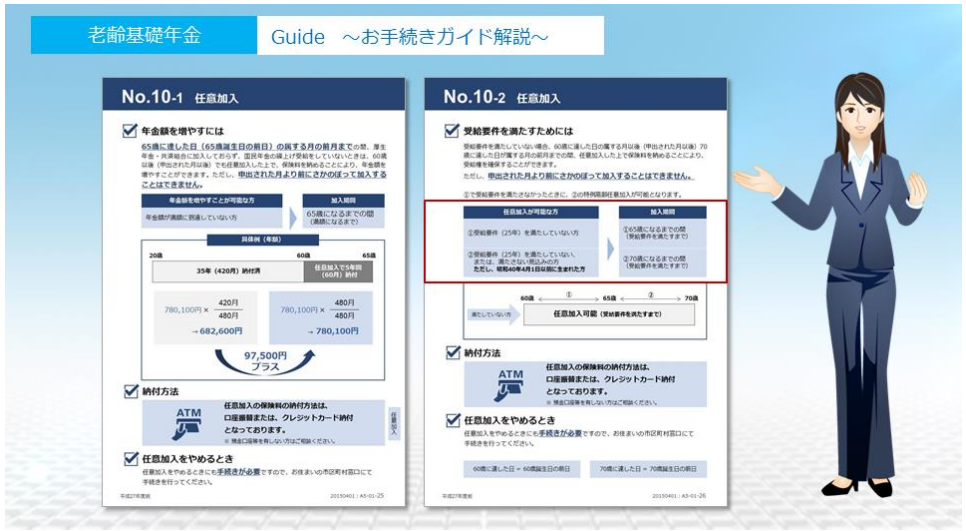

MC：（No.10　任意加入）
No.10のカードは、年金額を増やすため、または受給要件を満たすために利用する任意加入について説明しています。受給要件を満たしているかどうかなど被保険者ごとの状況によって加入可能な期間が異なりますので注意してください。また、申出された月より前にさかのぼって加入することはできないことも説明が必要です。

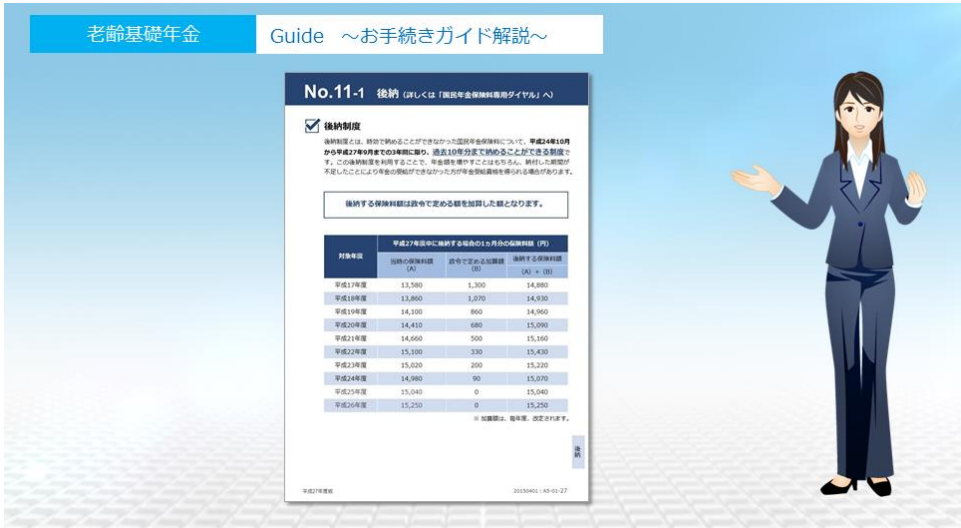

MC：（No.11　後納）
No.11のカードは、平成27年9月まで利用できる後納制度について説明しています。時効により納めることができなかった国民年金保険料について、過去10年分まで納めることができる制度です。年金受給資格の獲得や年金額の増額を希望する方へ案内してください。対象年度ごとの加算額と後納保険料額が掲載されていますので、当時の保険料に一定の金額が加算されることを説明してください。

なお、平成27年10月1日から平成30年9月30日の間は、現行の後納制度に代わって過去5年分の保険料を納付できる新たな制度が創設されます。

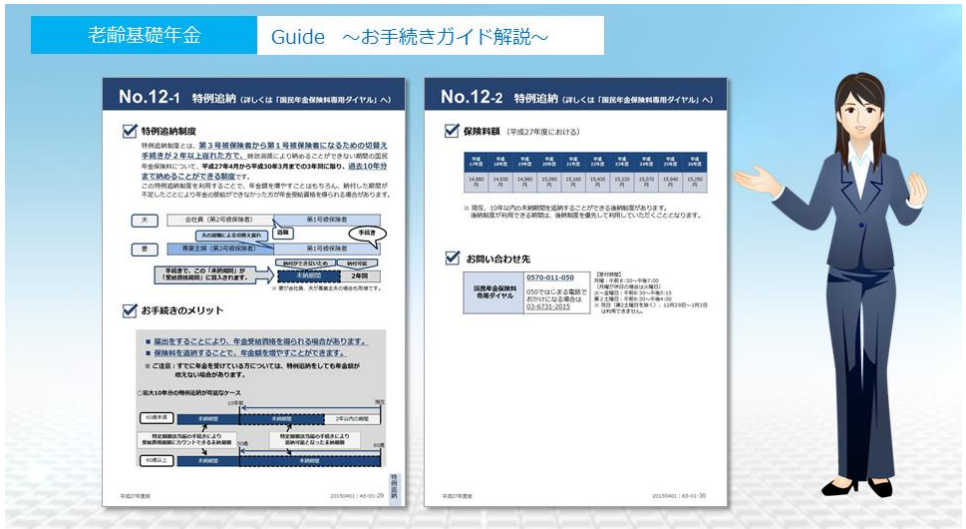

MC：（No.12　特例追納）
No.12のカードは、特例追納制度について説明しています。第3号被保険者から第1号被保険者になるための切り替え手続きが2年以上遅れた方が、時効により保険料が納付できない未納期間について過去10年分まで納めることができる制度です。特定期間該当届の手続きや特例追納をするメリットや保険料額が掲載されています。

すでに年金を受けている方については、特例追納をしても年金額が増えない場合がありますので注意してください。

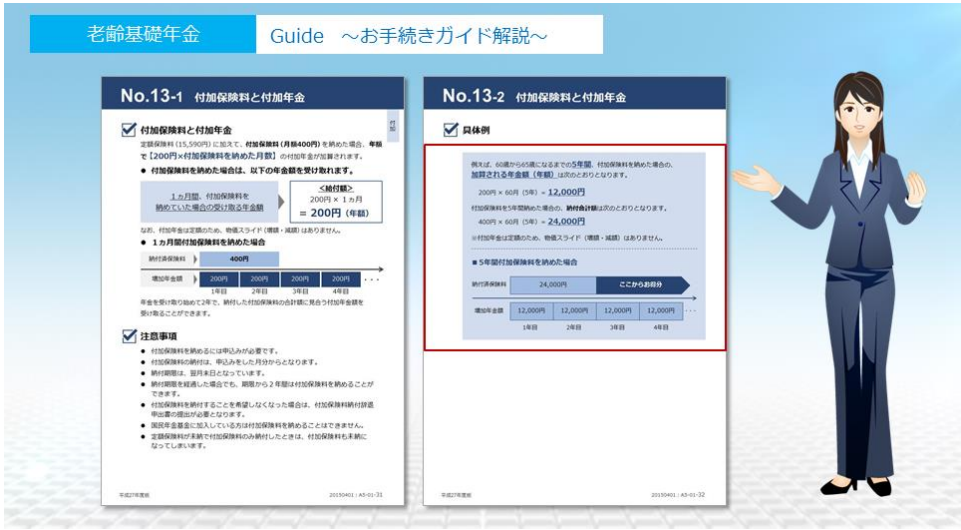

MC：（No.13　付加保険料と付加年金）
No.13のカードは、年金額を増やすための付加年金制度について説明しています。年金額を増やすために任意加入をする方へは必ず案内してください。60歳から65歳になるまでの5年間、任意加入して付加保険料を納めた場合の納付額と年金増加額の具体例も掲載されています。

なお、国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることができませんので注意が必要です。

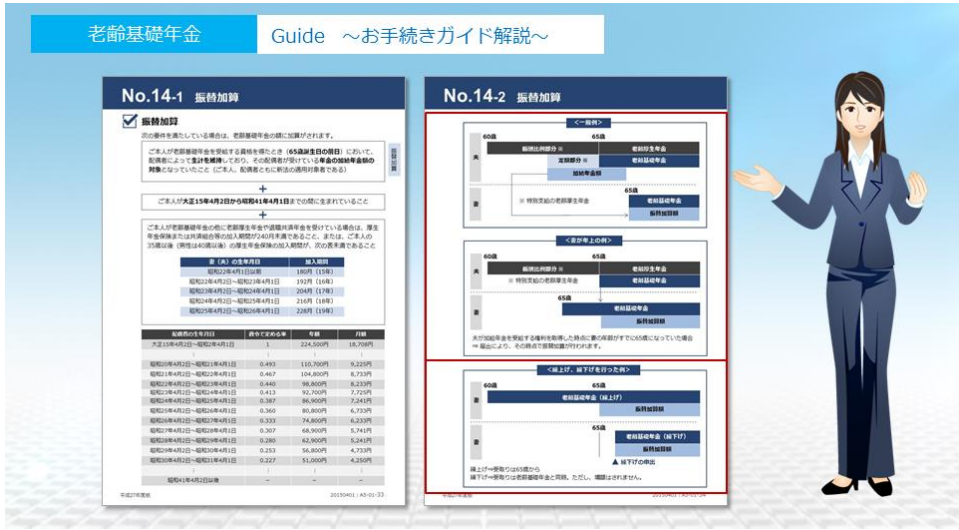

MC：（No.14　振替加算）
No.14のカードには、振替加算が支給される要件と配偶者の生年月日に応じた金額が記載されています。配偶者が年上の場合、本人が年上の場合それぞれについて振替加算の受給例が掲載されています。また、繰上げ、繰下げを行ったときの振替加算への影響について図で表しています。

繰上げを行った場合でも振替加算の受取りは65歳からとなること、繰下げ待機中は振替加算を受けることができない一方で増額の対象とならないことを確認してください。

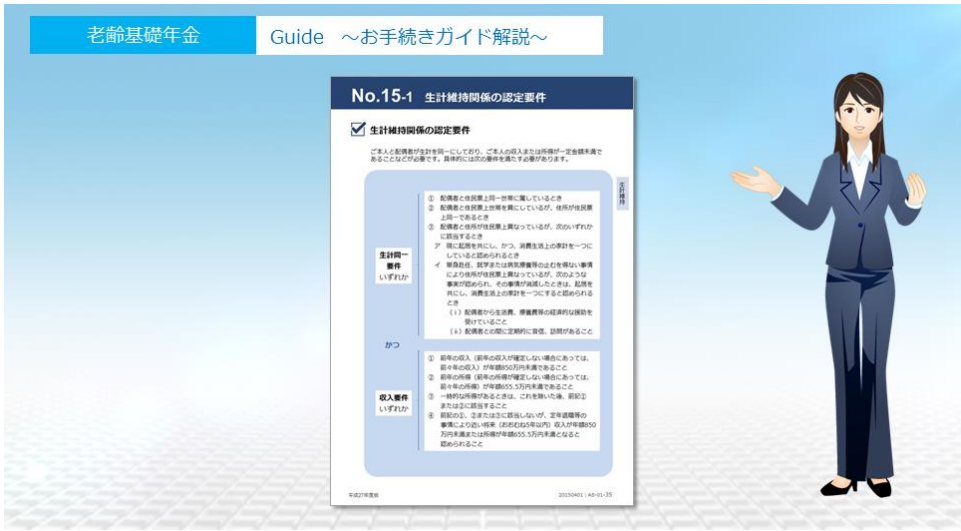

MC：（No.15　生計維持の認定要件）
No.15のカードは、振替加算が支給される要件の1つである生計維持関係の認定要件について説明しています。生計同一要件と収入要件のどちらも満たす必要があります。

本人と配偶者の住民票上の住所が異なる場合などには、生計同一関係に関する申立書などの書類が必要となることを説明してください。

MC：（No.16　請求後の流れ）
No.16のカードには、年金の請求手続き後の流れと、日本年金機構から送られてくる年金証書や通知等の見本が掲載されています。年金請求書を受付けたときは、このカードを使って実際の受取りまでの流れを案内してください。

MC：（No.17　複数の年金を受け取る権利があるとき）
No.17のカードは、来訪者に老齢基礎年金以外の年金を受け取る権利がある場合に、「1人1年金の原則」によっていずれか1つの年金を選択する必要があることを説明するときに使用します。この場合に老齢基礎年金の請求書とあわせて提出いただく必要がある「年金受給権選択申出書」は、この後の「請求書等記入例」に見本が掲載されています。

MC：（請求書等記入例）
お手続きガイドの後半には、請求書や添付書類等の記入例や見本が掲載されています。各種書類への記入方法を説明する際などに活用してください。

MC：（年齢早見表）
年齢早見表は、誕生年から現在の年齢を素早く確認するために用意しています。その年の誕生日以降の満年齢が記載されていますので、誕生日前の来訪者の年齢は、表に記載の年齢から1をマイナスした年齢となることに注意してください。

MC：（特別支給の老齢厚生年金について）
このカードは、特別支給の老齢厚生年金を受け取るための要件と、生年月日・性別によって異なる受取り開始年齢をまとめた図を掲載しています。必要に応じて参照してください。

MC：（年金請求窓口のご確認ほか）
このカードには、加入していた年金制度の内容によって異なる年金請求窓口や、地域ごとの年金相談問い合わせ先が掲載されています。市町村ごとに地域の年金事務所等の電話番号や受付時間を記載してください。

MC：（年金額の推移）
このカードには、老齢基礎年金や障害基礎年金などの年金額の推移が掲載されています。年金をさかのぼって請求する場合などに参考としてください。

MC：
さて、老齢基礎年金の業務支援ツールについて、ひと通り説明してまいりました。
実際の窓口相談において活用できるよう業務支援ツールそれぞれの記載内容を
丁寧に確認してみてください。